

○内閣府告示第百六十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年四月十三日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

- 一 区域計画の作成主体 広島県・今治市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 広島県・今治市 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業